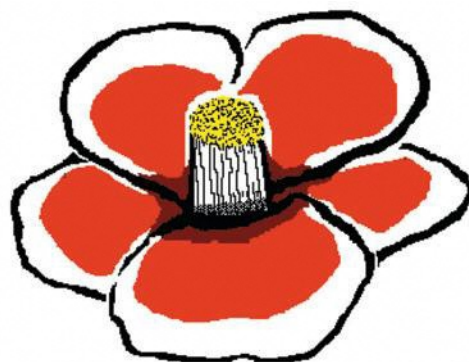


家畜衛生情報

つばき



季刊 第148号
令和6年 夏号



アジサイ祭り（五島市岐宿町）

目次

- P.2…野生イノシシ及び養豚農場での豚熱発生状況
キャンプ、登山、狩猟、林業等で山に入るす
べての皆様へ
- P.3…「勝太郎3」の産肉能力成績
夏季休暇期間中の防疫対策について
- P.4…五島子牛飼養管理マニュアルを作成
- P.5…抗生剤の適正利用について
家畜排せつ物の適正処理について
- P.6…精液および受精卵の取扱い・保存の再認識
令和6年度長崎県家畜保健衛生業績発表会
令和6年度第1回鶏病技術研修会

長崎県五島家畜保健衛生所
(五島振興局農林水産部家畜衛生課)

〒853-0031

長崎県五島市吉久木町725-3

TEL (0959) 72-3379

FAX (0959) 72-1023

E-mail s12230@pref.nagasaki.lg.jp



野生イノシシ及び養豚農場での豚熱発生状況について

【野生イノシシ発生状況】

野生イノシシは平成30年に本病ウイルスに感染した個体が確認されて以降、令和6年7月31日時点で、全国で7,623頭確認されています。

令和6年6月から現在に至るまでに、佐賀県唐津市及び玄海町にて捕獲された野生イノシシ計16頭から豚熱ウイルスが検出されています。長崎県では6～9月を強化月間とし、佐賀県県境の市町を中心に捕獲された野生イノシシにおけるサーベイランスを強化しています。

【養豚農場発生状況】

令和6年5月、岩手県洋野町の養豚農場（約1.75万頭飼養）において92例目となる豚熱の患畜が確認されました。豚熱は平成30年、岐阜県での発生以降全国に感染が拡大し、令和6年6月25日現在で167農場、6関連施設において発生が確認されています。野生イノシシの発生状況からも、本県への豚熱ウイルス侵入のリスクは非常に高いと考えられます。

【養豚飼養者の皆様へ】

養豚飼養者の皆様には以下の内容について再確認をお願いします。

- ①異常豚の確認
- ②衛生管理区域防護柵の修繕
- ③豚熱ワクチンの接種日齢の再検討（30～40日齢での初回接種を推奨）
- ④飼養管理基準遵守の徹底

【関係機関の皆様へ】

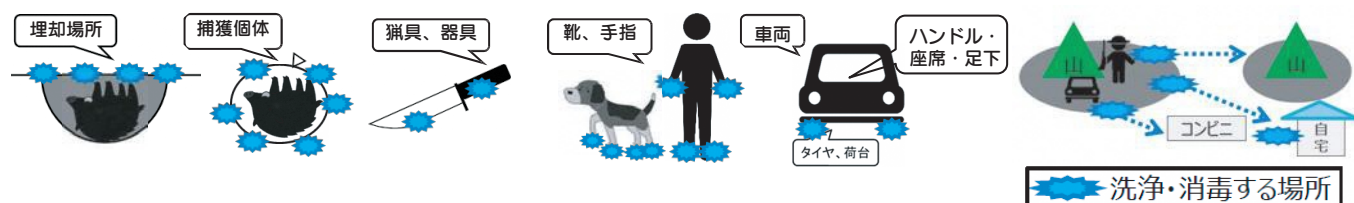
実践7項目を中心に、病原体の農場侵入及び地域への拡散防止対策に努めていただきますようお願いいたします。なお、養豚農場では豚舎毎に衣服及び靴を交換する必要がありますのでご対応をお願いいたします。

キャンプ、登山、狩猟、林業等で山に入るすべての皆様へ

野生イノシシは糞尿、血液、唾液中に豚熱及びアフリカ豚熱ウイルスを排出し環境中を汚染することから、**人的要因（靴、車両、道具等へのウイルス付着）でウイルスを地域に広げる可能性**があります。本県は野生イノシシ及び養豚農場での豚熱およびアフリカ豚熱の発生は確認されていませんが、いつ発生があってもおかしくない状況にあります。

つきましては感染を広げないため下図を参考に**洗浄・消毒**をお願いします。また、別の山へ移動、下山、帰宅途中の立ち寄り等**大きな移動時にも洗浄・消毒**をお願いします。

消毒のポイント（場所、ものなど）



その他、**残飯は必ず持ち帰る、家畜がいる施設には近寄らない、イノシシの死体には近寄らず自治体へ通報する**等の対策も併せてお願いします。

また、山に入られた方及びご家族の人獣共通感染症※の予防や他地域における生物多様性の維持にも繋がりますので、一人一人に対策していただきたいです。ご協力をお願いします。

なお、**豚熱及びアフリカ豚熱は豚・イノシシの病気であり人には感染しません。**

2 ※人獣共通感染症：人と動物双方に感染する病気のこと

夏季休暇期間中の防疫対策について

九州では令和6年6月以降、佐賀県の野生イノシシから豚熱陽性が確認されており長崎県においても予断を許さない状況です。国外ではアフリカ豚熱や口蹄疫の発生が継続しており、特にアフリカ豚熱は韓国釜山で令和5年12月～令和6年4月にかけて25例が発生し、予断を許さない状況です。また、高病原性鳥インフルエンザは暖かくなった5月に千葉で発生し、家畜伝染病の発生リスクは高まっています。

家畜の生産者・関係者の皆様は、夏季休暇期間中においても、以下の点にご留意いただき、家畜伝染病の発生防止に努めてください。

【留意事項】

- ・ 畜産関係者の家畜伝染病の発生地域や非清浄地域への渡航自粛
- ・ 特に外国人留学生へ海外から肉製品等を持ち込まないよう周知
- ・ 衛生管理区域への必要のない者の立入り制限、立入禁止看板の設置
- ・ 畜舎や衛生管理区域専用の衣服や手袋・長靴の設置及び着用
- ・ 農場内及び車両、人等の消毒励行、消毒薬の適切な濃度での使用や交換
- ・ 毎日の家畜の健康観察及び異状家畜の早期発見・早期通報

「勝太郎3」の産肉能力成績が出ました

五島市上崎山生まれの種雄牛「勝太郎3」が誕生しました。

血統：勝乃幸－平茂晴－百合茂

去勢牛12頭の成績は以下のとおりです。

父勝乃幸をしのぐ、質・量ともに優れた成績でした。

BMS No.10.8、ロース芯面積72.8cm²、バラ厚9.1cm、枝肉重量534.5kg

特色ある子牛生産のためにも五島地区で率先して活用し、市場の活性化につなげましょう！



五島子牛飼養管理マニュアルを作成しました

牛の改良や飼養改善等が進み、子牛の発育が向上していることから国の試験場が提唱する子牛の成長に必要な養分量が変更されました。そこで、五島市農業振興対策協議会畜産部会員で五島地域子牛飼養管理マニュアルの改訂を行いました。五島地域繁殖雌牛飼養管理マニュアルと合わせて、飼養管理の向上を図り、五島家畜市場の子牛発育向上に繋げましょう。

〈主な記載内容〉

1. 目標体重の再設定

出荷日齢体重を全国平均以上に引き上げました。

【令和4年度 各地域の出荷発育成績】

去勢

	出荷日齢	出荷体重	日齢体重
五島家畜市場	275	287	1.04
長崎県	274	297	1.08
全国	279	307	1.10

雌

	出荷日齢	出荷体重	日齢体重
五島家畜市場	283	266	0.94
長崎県	286	277	0.97
全国	287	283	0.99

※独立行政法人 農畜産業振興機構より

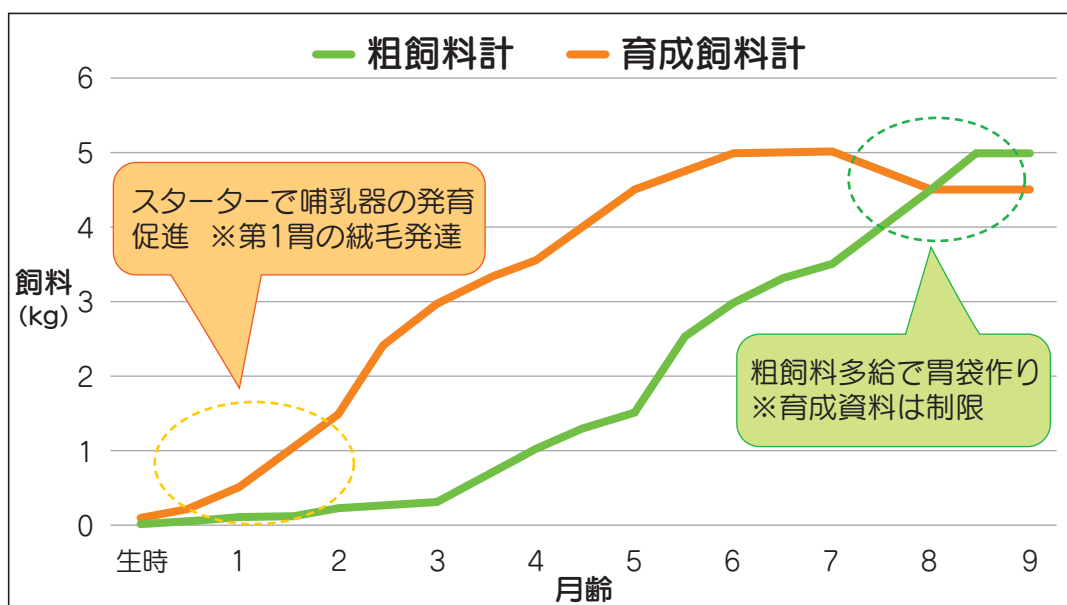
目標出荷体重(月齢:9ヵ月)

- 去勢: 300kg (日齢体重 1.10)
- めす: 270kg (日齢体重 1.00)

2. 生後から出荷までの飼料給与について

- ・ 生後～3ヵ月齢までは第一胃の発達を促すため、**スターターを主体**に給与しましょう。
- ・ 「腹腔内脂肪」や「筋間脂肪」が付きやすい**7ヵ月～9ヵ月齢**時は、**育成飼料を制限**し、**栄養価のある粗飼料(乾草)を十分に給与**しましょう。子牛育成期間中に濃厚飼料を多給された肥育素牛はロース芯面積が小さくなり、**サシが入りにくくなる**と言われています。

【生後から出荷までの給与量の推移 ※去勢の例】



3. 母牛への増飼いについて

牛の胎子は分娩2ヵ月前から急激に成長します。母体維持と胎子の発育に必要な栄養を得るため、**分娩2ヵ月前から増飼い**を行いましょう。

※五島牛繁殖雌牛飼養管理マニュアル参照。

4 マニュアルはJAごとう畜産事業所、各支店にて配布しています

抗生剤の適正利用について

抗生剤や駆虫薬などは用法・用量、休薬期間などの使用基準を遵守し使用してください。使用基準を守らないと出荷した肉や卵などに薬品が残留してしまい、回収や廃棄の対象となり、もし食卓に出て健康被害が出た場合には使用者の責任となります。

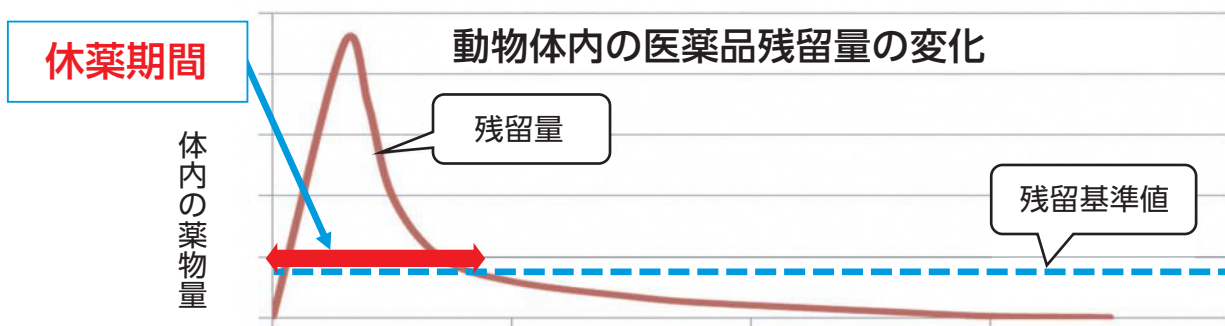
また、個体の状態が良くない場合、代謝機能が低下し、残留する可能性があるため、休薬期間を長めにとるようにしてください。

○要指示薬は指示書通りに使いましょう

- ・ 獣医師の診察を受けてから指示書の発行を受ける。
- ・ 指示書に記載されている使用方法を必ず守り、自己判断での使用はしない。
- ・ 獣医師の発行した指示書等がある場合は使用記録と一緒に保管しましょう。
- * 消毒薬や駆虫薬でも休薬期間が設定されている医薬品があるので注意してください。

○動物用医薬品の使用記録をつける

- ・ いつ、どの家畜に、何を使ったという記録を付け従業員などと共有する。
- ・ 出荷時には休薬期間が過ぎているか確認をする。



家畜排せつ物の適正処理について

家畜ふん尿や畜産に起因する汚水などの家畜排せつ物は、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）」で**適正な管理と処理が義務付けられています**。

家畜排せつ物の処理や保管には、守るべき基準（「管理基準」）がありますので、以下の管理基準を守り、野積みや素掘り等の不適切な処理をしないようにして下さい。

<管理基準>

1 管理施設の構造設備に関する基準

- ア ふんなどの固形状の家畜排せつ物を管理する施設は、床をコンクリートや遮水シート等の**不浸透性材料で築造し**、適当な覆いと側壁などを設ける
- イ 尿やスラリーなど液状の家畜排せつ物を管理する施設は、**不浸透性材料で築造した貯留槽**とすること

2 管理の方法に関する基準

- ア 家畜排せつ物は、**管理施設で管理**すること
- イ 管理施設の**定期的な点検や修繕等**、装置の**維持管理を適切に行う**こと
- ウ 家畜排せつ物の**年間の発生量、処理の方法、処理の方法別の数量について記録を行う**こと

※ 飼養規模が小規模（牛・馬10頭未満、豚100頭未満、鶏2,000羽未満）の場合は、管理基準の適用対象外ですが、適切な処理自体は義務ですので、不適切な処理はしないようにしてください

管理基準に違反し、

- ・ 「報告の聴取及び立入検査」に対して報告しなかったり検査を拒んだり等をした場合、20万円以下の罰金
- ・ 「命令」に違反した場合は50万円以下の罰金

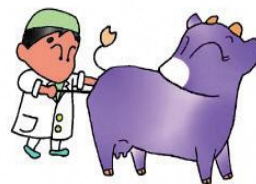
精液および受精卵の取扱い・保存の再認識をお願いします

主に牛の家畜人工授精に携わる獣医師、授精師および農協職員の皆さん、精液および受精卵の取り扱いや管理を再確認しましょう。

授精したら、授精した母牛、ストローの精液の名号・採取年月日、授精日はしっかり管理できるようにしましょう。

また、精液や受精卵の譲渡や廃棄、紛失があった場合、種雄牛の名号、精液証明書番号を確認・記入するようお願いします。

他農場の牛に自分の精液を授精する場合、譲渡に当たるため譲渡記録簿に記入すると共に、授精台帳に関しても譲渡の記録になるため5年ではなく10年間保存が必要となりますのでお願いします。



令和6年度長崎県家畜保健衛生業績発表会が開催されました！

5月28日、長崎県市町村会館にて令和6年度長崎県家畜保健衛生業績発表会が開催されました。当日は県内各家畜保健衛生所から計13題の発表があり、当所からは「『五島地鶏しまさなみ』種鶏の産卵率低下に対する取組み」について七島獣医師が発表しました。審査員からは『病性鑑定から対策に繋がった評価できる症例』と講評いただきました。更なる改善に向けて関係機関一同、精一杯努めてまいります。発表にあたりご協力いただいた畜産農家の皆様、関係機関の皆様に深くお礼申し上げます。



令和6年度第1回鶏病技術研修会が開催されました！

去る5月27日、長崎県市町村会館にて令和6年度第1回鶏病技術研修会が開催されました。ベーリンガーインゲルハイムアニマルヘルスジャパン（株）の井澤智先生から、「HTV-IBDベクターワクチンのメカニズムと現場での応用」についてご講義いただきました。

IBD（鶏伝染性ファブリキウス嚢病）は幼雛で発生しやすく、高い死亡率を伴うこともあります。またファブリキウス嚢が攻撃され他疾病にかかりやすくなること、本病ウイルスの熱や酸への耐性から根絶が難しい疾病といわれています。現在IBDに治療法はなく移行抗体、飲水投与による生ワクチン接種、飼養衛生管理の遵守が疾病予防の要となっています。

飲水投与は全ての鶏に十分量ワクチンテイクされるか不明瞭で、準備や複数回接種等農場への負担が大きい傾向にあります。またIBD生ワクチンにはファブリキウス嚢萎縮の必発、免疫の谷間（＝野外株感染防御が困難な時期）の発生等課題がありました。そこでベーリンガーインゲルハイムアニマルヘルスジャパン（株）では孵化場での1回接種で疾病予防可能なベクターワクチンを開発し、農場の負担軽減に貢献しました。

興味のある方は資料をお渡ししますので当所へご連絡ください。

令和6年度九州地区鶏病技術研修会について

- 日 時 令和6年10月18日（金）10:00～16:30
開催場所 長崎歴史文化博物館ホール（長崎市立山1丁目1-1）
研修内容 (1) 九州各県からの話題提供及び討議
(2) 特別講演「高病原性鳥インフルエンザの国内外の現状と対策」
（北海道大学迫田義博教授）

